

高教組速報

2017年度
第11号

2018年1月5日
文責 馬場 隆

長崎高教組 長崎市中川2丁目2-5 TEL(095)827-5882

県教委 退職手当削減の3月中実施を再提案 県教委交渉(1月19日)に向けて改めて怒りの声をあげよう!

速報9号で既報のとおり、県教委は、退職手当を約81万円(教諭の一般的なモデルでの高教組の試算)削減することを12月5日に提案しました。その際、実施日は今年の1月1日で提案していましたが、高教組などの強い反対を受けて、12月中に県議会に退職手当に関する条例の「改正」案を提出することができず、1月1日実施は不可能になっていました。



このため、県教委は、12月20日の確定交渉(第3回)の場で、「実施日については改めて提案したい」としていましたが、12月27日に、実施日を「条例の公布日(県議会3月定例会において条例改正)」とする文書回答を

行いました。3月議会の会期は3月5日から28日までの予定ですから、この期間のどこかで条例「改正」案を成立させ、すぐに実施するという提案です。

周知期間も考慮しない非常識な提案

こうした制度改正の場合、制度が変わったことを周知するために、公示から一定期

間を空けて実施日とするのが通例です。公示日を実施日とするのは、現場の関係者への周知期間を考慮しない非常識な提案と言わなければなりません。さらに、3月中という年度内実施にこだわって、今年度末退職予定者から削減を強行することで、実施日前の「駆け込み退職」が生まれて混乱することも予想されます。

そもそも、定年を迎えて長年の勤務を終えようとする時に、普通に年度末まで勤務を全うすれば退職金が80万円も少なくなるような制度変更を行うことは、職員の気持ちを踏みにじるものです。定年退職者に「駆け込み退職」を考えさせるような制度変更を提案する県教委に、退職者の労をねぎらう気持ちがあるのかと問わなければなりません。

退職金削減反対の声を 高教組にお寄せください

実施日の問題だけでなく、5年前の大幅削減に続いて、さらに80万円も退職金を削減すること自体が大きな問題です。この退職金削減をめぐる県教委交渉を1月19日に実施する予定です。現場の教職員の皆さんの退職金削減反対の声を高教組にお寄せください。

労働条件改悪を阻止するのは団結の力で
教職員の要求実現のためにあなたも高教組へ

